

別表第 4（第 3 条関係）

補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助対象経費	老朽住宅等（注）を、所有者が建設業者（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者に限る。）若しくは、解体工事業者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）第 2 1 条第 1 項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。）に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
補助要件	地域防災計画（災害対策基本法第 2 条第 1 0 号）に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項）に位置付けられた避難路又は市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等又は住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	除去工事費（見積額）又は $21,000\text{円} \times \text{延床面積（m}^2\text{）}$ のいずれか少ない金額の 5 分の 4 以内
	補助限度額：1,645,000円/件
	補助金の額に 1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）「老朽住宅等」とは昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅等で、かつ現に使用されていない住宅等であり、以下の①～③いずれかをみたすものとし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。また、併用住宅の場合は居宅部分の床面積が 2 分の 1 以上のものとする。

- ①木造等においては別添測定基準表 1 の評点の合計が 1 0 0 点以上のもの
- ②鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表 2 の評点の合計が 1 0 0 点以上のもの
- ③コンクリートブロック造等においては別添測定基準表 3 の評点の合計が 1 0 0 点以上のもの
- ④空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に規定する、空家等対策計画に基づき除却が行われ、跡地が地域活性化のために供されるもの